

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年3月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成28年10月8日 10時00分ごろ
発生場所	熊本県上天草市 <sup>まえ</sup> 前島北方沖 合津港長瀬灯標から真方位322°1,120m付近 (概位 北緯32°31.9′ 東経130°25.5′)
インシデントの概要	プレジャーボートバリ号は、錨泊中、船外機が始動せず、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年11月17日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート バリ号、5トン未満（長さ2.66m）
船舶番号、船舶所有者等	293-33904熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2～3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、上天草市<sup>ひあい</sup>樋合漁港を出港し、前島北方沖で錨泊して釣りを行った後、帰港することとし、船外機の始動を試みたが、始動できなかった。</p> <p>本船は、同乗者が118番通報し、来援した海上保安庁の監視取締艇により樋合漁港へえい航された。</p> <p>本船は、入港後、船外機を確認したところ、燃料タンクが空になっていた。</p> <p>本船は、8月21日に満タンクとした後、3回の釣りを行ったが、給油をしていなかった。</p> <p>船長は、発航前に、本船の燃料残油量を確認していなかった。</p> <p>本船の船外機は、燃料を給油したところ、正常に始動できた。</p>
分析	<p>本船は、燃料が欠乏したことから、船外機を始動できなくなり、運行不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、発航前に、本船の燃料残油量を確認していなかったことから、燃料残油量が少ない状態で出航し、燃料が欠乏したことに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、燃料が欠乏したため、船外機を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 発航する前は、燃料残油量の確認を行うこと。</li><li>・ 航行する際には、予備の燃料を携行することが望ましい。</li></ul> |
|--|--|